

町県民税のしくみが変わりました

身近でよりよい行政サービスを行うため、

国(所得税)から地方(住民税)への

「税源移譲」が始まりました。

それに伴い、市区町村への申告により、

町県民税が減額される場合があります。

対象となる方は、申告をお忘れなく!!

所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額と

なり、控除できる住宅ローン控除額

が減る場合があります。平成18年末

までに入居し、所得税の住宅ローン

控除を受けている方で、所得税から

控除しきれなかった額がある場合は、

20年度の町県民税(所得割)から控除

できます。

対象者

平成18年末までに入居し、所得税の

住宅ローン控除を受けている方

申告期限

平成20年3月17日まで

申告書(注)提出先等

○確定申告される方

所得税の確定申告時に申告書を提出

○確定申告されない方

平成19年分源泉徴収票と申告書を町

税務課へ提出

注：申告書(住宅借入金等特別税額控

除申告書)は12月下旬頃までに税

務課で用意します。(対象になる、

ならないを問わず、所得税の住宅

ローン控除をされた方へ説明文を

送付する予定ですが、確定申告の

有無が不明なためご自身で取りに

来ていただくこととなります。

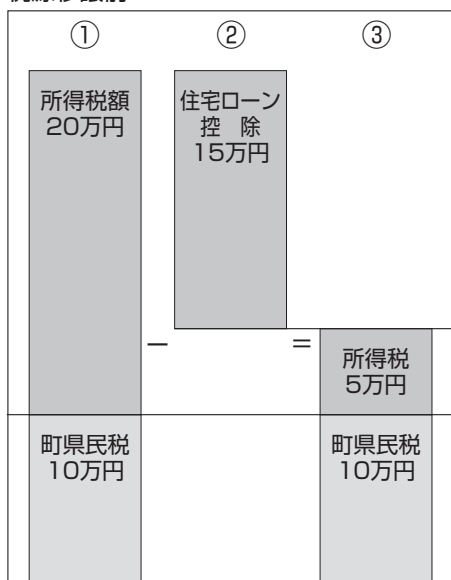
※平成20年以降、町県民税の住宅ロー

ン控除の適用を受けるには毎年申

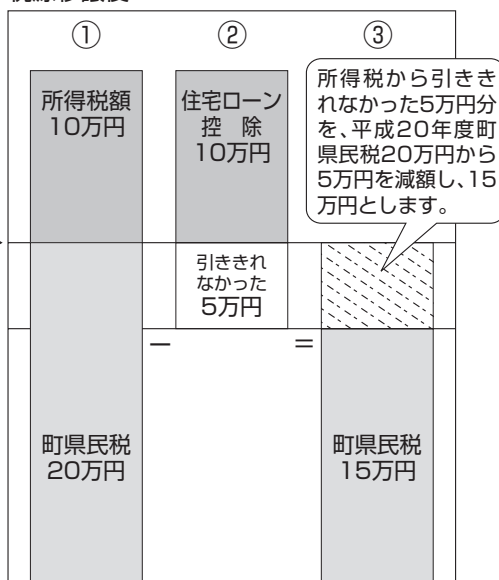
告が必要となりますのでご注意ください。

ください。

税源移譲前



税源移譲後



モデルケース説明 (所得税と町県民税合わせて30万円納める方で、ローン控除15万円がある場合)

- ①従来の税率から税源移譲により所得税と町県民税の税率が変更されました。
- ②今までは、所得税のみ住宅ローン控除が適用され、このケースは所得税からローン控除を引ききれしていましたが、税源移譲後、所得税の税率が変更され、所得税10万円からローン控除15万円を差し引くと5万円分引ききれなくなります。
- ③引ききれなかった5万円を20年度の町県民税(所得割部分)から申告により減額し、税負担の影響を最小限に抑えることになりました。

※住宅ローン控除が所得税部分で引ききれた方は、影響がありませんので申告の必要はありません。

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により所得税の軽減を受けず、町県民税の増加の影響のみ受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の町県民税から税源移譲により増額となった相当額を平成20年8月以降(予定)に還付します。

対象者

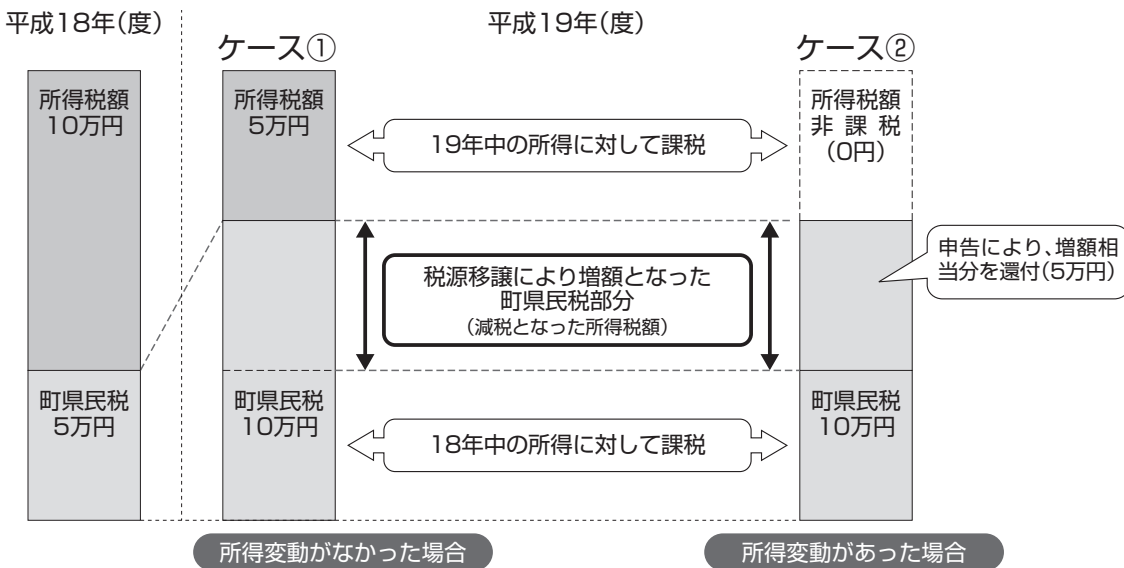
主に18年分所得があり、19年分所得がない方。(19年中所得に対する所得税が課されなくなった方)
 ※寄付金控除や住宅ローン控除により取得税0円となる方は対象になりません。また、19年中に死亡された方や海外出向等により所得のない方も対象になりません。

申告期間

平成20年7月1日～7月31日まで

申告書提出先等

平成19年1月1日現在で住民票があった市区町村へ提出。(転出入された方は注意してください)
 申告書(町県民税減額申告書)は、20年6月頃に対象者に郵送する予定です。税務課窓口にも用意しています。



モデルケース説明 18年(度)までは、税源移譲前なので従前の税率により計算

ケース① (申告等は不要になります)

平成19年中所得が18年と同等程度ある方は、所得税が減税され、町県民税がその分増額になります。(所得税と町県民税の合算額が同程度になりますので、申告の必要はありません)

ケース② (申告をすると増額相当額が還付になります) ※注

平成18年中に所得があった方で、平成19年所得がなくなった方や所得税が課税されない程度になった方は、所得税が0円になりますので、所得税の軽減の恩恵を受けられず、町県民税のみ増額となります。この方は、19年度町県民税はいつたん納めてもらい申告により平成20年8月以降に増額相当分を還付いたします。

地震保険料控除の創設

従来の損害保険料控除が見直され、地震保険料控除が創設されます。地震保険料等の支払額の2分の1(上限2万5千円)が控除されます。

また平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等については、従前の損害保険料控除(上限1万円)が適用されます。

※短期損害保険料控除は廃止

なお、地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方を適用する場合は、控除額の上限は2万5千円になります。

問い合わせ先

役場税務課課税係

(32) 3 1 1 1 (内線49)

